

第3章

基本目標と達成のための取組

5つの基本目標ごとに、個別目標と区民、事業者、区の具体的な取組を示します。

- 1 基本目標の体系
- 2 基本目標毎の取組

第3章 基本目標と達成のための取組

1 基本目標の体系

環境都市像の実現に向け、5つの基本目標に沿って個別目標、取組を設定します。

地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となってつくる

持続可能な環境都市・新宿

基本目標

個別目標

1 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

- 1 再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進
- 2 家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進
- 3 ヒートアイランド対策の推進

2 豊かなみどりの保全と創出

- 1 まちなかのみどりの保全と創出
- 2 水やみどりに親しめる環境づくり

3 資源循環型社会の構築

- 1 ごみの減量とリサイクルの推進
- 2 適正なごみ処理の推進

4 良好な生活環境づくりの推進

- 1 きれいなまちづくりの推進
- 2 都市型公害対策の推進

5 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

- 1 主体的な環境活動とネットワーク化
- 2 環境学習の推進

2 基本目標毎の取組

< 基本目標毎の見方 >

【基本目標・個別目標】

目指すべき環境都市像の実現に向けた5つの基本目標を示しています。また、基本目標に沿って、11の個別目標を示しています。

【現状と課題】

個別目標に対し、世界・国・都における動向や新宿区の環境の現状、区民や事業者による取組状況等を整理しています。

【指標】

個別目標毎の指標を示しています。上位計画や関連計画の指標と共通しているものについては、備考に示しています。

【個別の取組】

個別目標に対し、区民・事業者・区が一体となって取り組んでいけるよう、区民・事業者に求められる環境配慮行動を示しています。また、区が行う施策の方向や率先行動のあり方を示しています。

個別目標ごとに、目標達成に向けた取組が共通するものについては、重複して掲載しています。また、区民・事業者・区に共通する取組には、💡を付けています。

基本目標 1 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

(兼地球温暖化対策実行計画)

基本目標 1 については、温対法第 21 条第 3 項に基づく地球温暖化対策実行計画区域施策編を兼ねるものとします。

国及び都の目標

国は、パリ協定や平成 27 (2015) 年 7 月に国連に提出した「約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策計画において、平成 42 (2030) 年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を平成 25 (2013) 年度比 26%削減するとともに、長期的目標として「平成 62 (2050) 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としています。

国の温室効果ガス削減目標内訳

(単位：百万 t-CO₂)

	平成 25 (2013) 年度実績	平成 42 (2030) 年度	
		排出量の目安	平成 25 (2013) 年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	1310.9	997.8	- 23.9%
エネルギー起源 CO ₂	1,235	927	- 24.9%
産業部門	429	401	- 6.5%
業務その他部門	279	168	- 39.8%
家庭部門	201	122	- 39.3%
運輸部門	225	163	- 27.6%
エネルギー転換部門	101	73	- 27.7%
非エネルギー起源 CO ₂	75.9	70.8	- 6.7%
メタン (CH ₄)	36.0	31.6	- 12.2%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	22.5	21.1	- 6.2%
代替フロン等 4 ガス	38.6	28.9	- 25.1%
温室効果ガス吸収源	-	- 36.9	-
合計	1,408	1,043	- 26.0%

出典：環境省「地球温暖化対策計画」資料より作成

なお、都は、平成 28 (2016) 年 3 月に策定した「東京都環境基本計画 2016」において、都内温室効果ガス排出量を、これまでの取組成果や長期的に求められる目標水準を踏まえ、国や他都市をリードする意欲的な目標水準とするため「平成 42 (2030) 年までに東京の温室効果ガス排出量を平成 12 (2000) 年比で 30%削減することが望ましい」としています。

国と都の二酸化炭素（CO₂）排出量の現状

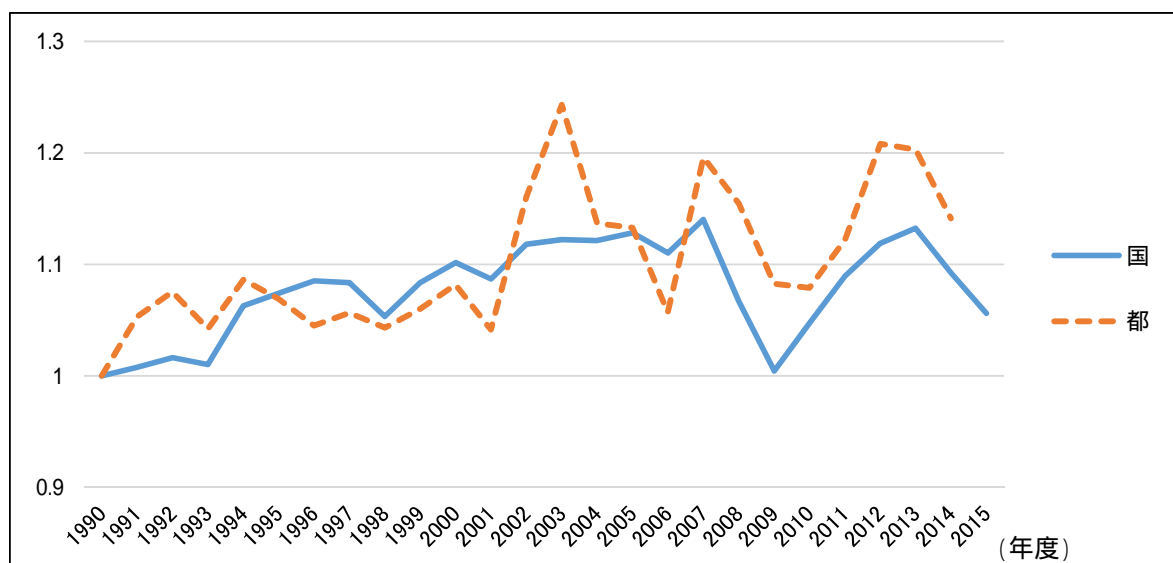
国のCO₂排出量は、平成20（2008）年の金融危機の影響による景気後退に伴う各部門のエネルギー需要の減少により平成21（2009）年度に大きく減少しましたが、平成22（2010）年度以降、増加傾向にありました。平成26（2014）年度以降は減少傾向に転じています。

減少した要因としては、電力消費量の減少（省エネルギー対策、冷夏・暖冬等）や電力の二酸化炭素排出係数（※）の低下（再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等）に伴う電力由来のCO₂排出量の減少により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられます。

都のCO₂排出量は、平成17（2005）年度以降、各部門のエネルギー消費が減少傾向にあるものの、電力の二酸化炭素排出係数の影響により、増減を繰り返しながら推移しています。平成25（2013）年度以降は減少傾向に転じています。

減少した要因としては、二酸化炭素排出係数の低下や、都内の事業所や家庭等による、平成23（2011）年度の電力危機の際の経験を活かして実行した節電・省エネルギー対策が大きく寄与しています。

国と都のCO₂排出量の推移（平成2（1990）年度を1とした場合）



出典：国は、環境省「平成27(2015)年度の温室効果ガス排出量（確報値）について」資料より作成
 都は、東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（平成26（2014）年度実績）」資料より作成

※ 電力の二酸化炭素排出係数

一定の電力を作り出す際に、どれだけ二酸化炭素を排出したかを推量する指標

国や都の取組状況

< 国の取組状況 >

国は、目標の達成に向けて、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する地球温暖化に関する総合計画です。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

地球温暖化対策計画

中期目標 (2030年度削減目標) の達成に向けた取組

- 国内の排出削減、都市緑化や森林等による吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比 26.0%減(2005年度比 25.4%減)の水準にすると中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

- 地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。
- 「環境エネルギー技術革新計画」等を踏まえつつ開発実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。また、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献する。

長期的な目標を見据えた戦略的取組

- パリ協定を踏まえた国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
- このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

出典：STOP THE 温暖化 2017 (環境省)

また、気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 (2015) 年 11 月 25 日の第 3 回気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議において、「気候変動の影響への適応計画 (閣議決定案)」が取りまとめられ、平成 27 (2015) 年 11 月 27 日に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しています。

< 都の取組状況 >

都は、平成 28 (2016) 年 3 月に「東京都環境基本計画 2016」を策定しました。

「東京都環境基本計画 2016」では、省エネルギー対策・エネルギーマネジメント等の推進や、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現に向けた取組といった施策の方向性を示しています。

また、サステナビリティ (持続可能性) を目標の実現に必要な要素・視点とし、気候変動への対応については、ヒートアイランド現象とあいまって生じる暑熱環境、集中豪雨等の異常気象の多発、熱帯性の感染症の発生等への対策 (適応策) についても組み込んでいくとしています。

区の二酸化炭素（CO₂）排出量の現状

区の部門別CO₂排出量は、平成24（2012）年度以降、電力の二酸化炭素排出係数の低下により排出量全体が減少しています。部門別にみると、業務部門における省エネルギー化によるエネルギー消費量の減少、家庭部門における節電の取組の定着によるエネルギー消費量の減少が挙げられます。

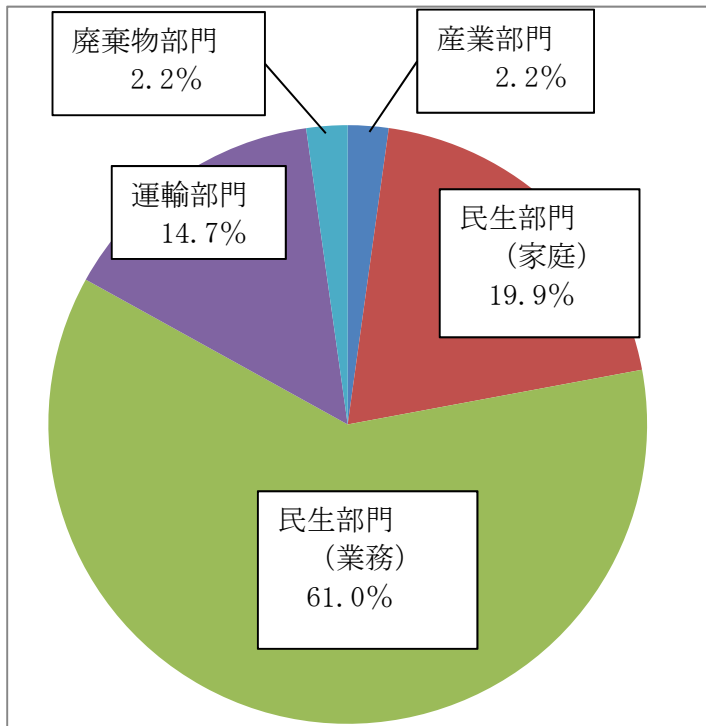
温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

年度 排出量	H2(1990)	H24(2012)		H25(2013)		H26(2014)		
	1,000t-CO ₂	1,000t-CO ₂	90年度比	1,000t-CO ₂	90年度比	1,000t-CO ₂	90年度比	前年度比
産業部門	274	109	-60.2%	99	-63.9%	66	-75.9%	-33.3%
民生部門	1,640	2,599	+58.5%	2,579	+57.3%	2,436	+48.5%	-5.5%
家庭	399	632	+58.4%	633	+58.6%	599	+50.1%	-5.4%
業務	1,241	1,966	+58.4%	1,947	+56.9%	1,837	+48.0%	-5.6%
運輸部門	519	459	-11.6%	453	-12.7%	444	-14.5%	-2.0%
廃棄物部門	30	65	+116.7%	70	+133.3%	67	+123.3%	-4.3%
合計	2,464	3,232	+31.2%	3,201	+29.9%	3,013	+22.3%	-5.9%

出典：温室効果ガス（二酸化炭素）排出量23区標準温室効果ガス排出量算定手法（平成29（2017）年3月末）

区内の部門別温室効果ガス（二酸化炭素）排出量

平成26（2014）年度



平成26（2014）年度のCO₂排出量は301万3,000t-CO₂であり、前年から18万8,000t-CO₂減少しました。部門別にみると、民生部門（業務）の排出量が多いことが特徴で、民生部門（家庭）を合わせた民生部門だけで、全体の約80%と非常に高い割合を占めています。

出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京温暖化防止プロジェクト」資料より作成

区の排出削減目標の設定

排出削減の対象となる温室効果ガスは、CO₂、メタン、一酸化二窒素等7種類ありますが、新宿区では排出量の約93%をCO₂が占めています。

そのため、区ではCO₂排出量を対象として、削減目標を設定します。

また、温暖化対策は広域的な課題であることから、国の温室効果ガス排出量削減目標に貢献できる目標とするため「地球温暖化対策計画」の削減目標のうち、フロン類を除き、CO₂排出量の削減目標である「エネルギー起源CO₂」と「非エネルギー起源CO₂」のみを抽出した値としました。

なお、フロン類については、平成27(2015)年4月にフロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)が施行され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体に対して包括的に対策を講じることとされています。

区の排出削減目標

目標 平成42(2030)年度において、CO₂排出量を
平成25(2013)年度比で24%削減を目標とします。

指標 平成42(2030)年度までにエネルギー消費量を
平成25(2013)年度比で17%削減を目指します。

区では、国の削減目標に準ずるものとし、区として重点的に対応すべき二酸化炭素(CO₂)を削減対象としたため、24%削減という目標とします。

目標の達成を評価する時期は、平成42(2030)年度としますが、「みどり東京温暖化防止プロジェクト」による直近の集計を活用し、毎年度、進捗状況の確認を行っていきます。

また、CO₂排出量の推移だけでは、区民や事業者などの省エネ努力が分かりにくいことから、「エネルギー消費量」についても分析・検討を進めていきます。

エネルギー消費量は、ピーク時の平成12(2000)年度から、平成25(2013)年度まで、平均して年1.3%程度の削減が続いています。ただし、今後は省エネ機器の更新の終了等により、年間削減率が低くなることが想定されるため、年1.0%削減を目標とし、平成25(2013)年度から平成42(2030)年度までの17年間で17%削減(年1%削減×17年間)することとしました。

二酸化炭素排出量削減に向けての区の課題

- ・ 業務部門や家庭部門の二酸化炭素排出量は減少傾向にありますが、区の目標達成に向けて、さらに、業務部門、家庭部門での削減対策に力を入れて、取り組んでいく必要があります。
- ・ 業務部門が一層の温室効果ガスの削減に取り組めるようにするための仕組みづくりが求められています。
- ・ 大規模なエネルギー需要のある西新宿の高層ビル街を中心に、活発な都市再開発が進んでいることから、オフィスやマンション等の建築物や、大規模な再開発事業等において、計画段階からの省エネルギー対策や、再生可能エネルギー・高効率なエネルギー設備の導入等を促していく必要があります。
- ・ 都内の再生可能エネルギーによる電力利用割合を、平成 36（2024）年までに 20%程度、平成 42（2030）年までに 30%程度に高める都の目標を受けて、区においても再生可能エネルギーの利用促進を進めていきます。
- ・ 「水素社会」の一般的な認知度はまだ低い水準にあるため、安全性等に関する普及啓発を引き続き、進めていく必要があります。
また、水素の利用に繋がる家庭用燃料電池について、さらに導入を推進するとともに、空調や照明なども省エネ型への更新を促していきます。
- ・ 区の将来の環境を見据えながら、「緩和策」だけでなく「適応策」も取り入れ、一人ひとりが、できることを着実に実行することにより、新宿区の温暖化対策を推進していくことが課題となります。

気候変動と緩和策・適応策の関係



出典：環境白書平成 28 年度版（環境省）

個別目標 1 - 1

再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進

CO₂排出量を減らすため、コージェネレーションシステム等の高効率なエネルギー設備や高効率ヒートポンプの導入など、技術革新に伴う機器の活用等によるエネルギー利用の効率化と、再生可能エネルギーの活用を推進します。

指標

指標	現状（平成29年度）	目標（平成39年度）	備考
温室効果ガス （二酸化炭素）排出量 （H25年度比）	5.9%削減 （H26年度）	24%削減 （H42年度目標）	新総合計画の 目標値
街路灯の改修	小型水銀灯LED化 3,683基、 大型街路灯省エネ化 144基	小型水銀灯LED化 4,529基、 小型蛍光灯LED化 585基、 大型街路灯省エネ化 189基 （H32年度目標）	第一次実行計 画の目標値

個別の取組

環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践

区民	・COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。
事業者	・COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。 ・国や都等の支援制度を活用し、事業活動の環境改善を図る。

省エネルギー化と再生可能エネルギー等の導入

区民	・スマートメーターを活用し、電力使用の見える化に努める。 ・断熱窓改修等、環境に配慮した住宅となるように検討を進める。 ・住宅新築の際には、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の導入を検討する。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。 ・家庭用燃料電池（エネファーム）や高効率ヒートポンプの導入に努める。
----	--

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーや、排熱等の未利用エネルギーに関心を持つよう努める。 ・LED照明等、省エネ型照明や、省エネ型家電の家庭での利用を進める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の建築物等の新築、増築、改築等の際には、法令に基づいた措置を実施する。 ・区の省エネルギー診断を活用する等、事業所の省エネルギー化を推進する。 ・LED照明等、省エネ型照明や、省エネ型のOA機器等の導入に努める。 ・事業所への太陽光、地中熱などの再生可能エネルギーの導入に努める。 ・排熱利用ができるコージェネレーションシステムの導入検討を行うよう努める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・区民向け省エネルギー機器の導入支援を行う。 ・事業者を対象に省エネルギー診断や環境マネジメントシステム認証取得の助成、太陽光発電システムや、LED照明設置補助等を行い、省エネルギー行動の促進と、再生可能エネルギーの導入拡大を図る。 ・商店街の街路灯LED化等、環境対策への取組を支援する。 ・市街地再開発事業等の大規模建築計画の際には、建築物の高断熱化や再生可能エネルギーの導入、地域冷暖房やコージェネレーションシステム等、エネルギー利用の効率化を促す。 ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）等、建物性能の向上と高効率なエネルギー設備の導入を促進する。 ・建築物省エネ法に基づき、規制措置の徹底、誘導措置の周知に努める。 ・太陽光、地中熱等の再生可能エネルギー、排熱等の未利用エネルギーの普及促進に努める。

区の率先行動	
<ul style="list-style-type: none"> ・区有施設へ太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、LED照明等の省エネ型機器の導入に努める。 ・環境に配慮した発電による電力購入・利用の促進を図る。 ・区道の街路灯LED化を推進する。 ・雨水利用を進めるとともに、雨水利用についての普及啓発を図る。 	

コラム 新宿エコ隊の活動

各家庭でできる地球温暖化対策として、省エネ行動に継続して取り組んでいただくことが大切です。区では、日ごろの行動をチェックし、一層のCO₂削減に取り組んでもらうために「新宿エコ隊」を組織し、区民や事業者の省エネ行動を促進しています。「新宿エコ隊」は年間を通じて募集しており、「CO₂削減チェック表」に記入し応募していただくと、隊員証のほか、年に2回、エコに関する最新情報をお送りしています。



“新宿エコ隊”の隊員証

隊員になった方には、定期的に「CO₂削減チェック表」(家庭版・事業所版)をお送りし、省エネについて取り組んだ結果を区へ報告していただきます。これによりエコ隊活動による削減量を簡易算定しています。

平成29年3月末には、新宿エコ隊員数は4,925人となりました。

コラム 区が取り組むカーボン・オフセット

新宿区が取り組むカーボン・オフセットとは、区外の森林を保全して、CO₂の吸収を促進し、区内のCO₂排出量の一部と相殺することです。区では、家庭や事業所から排出されるCO₂の排出量削減の取り組みに加えて、自治体連携によるカーボン・オフセットの取り組みを推進しています。

平成20年2月に、友好提携を結んでいる長野県伊那市と「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結し、伊那市市有林で間伐等の整備を行っています。



また、平成22年3月には、区の水源地である利根川の水源地の群馬県沼田市、奥多摩の水源地の東京都あきる野市とも、「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結し、植林を行っています。

3つの森、合計で年間、約500t-CO₂程度のカーボン・オフセットに取り組んでいます。

コラム COOL CHOICE (クールチョイス)

「COOL CHOICE (クールチョイス)」は、「クール」(賢い)と言われている賢い省エネアイデアや最先端技術を「チョイス」(選択)するという意味の用語です。国の地球温暖化対策計画の目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、「賢い選択」を促すための国を挙げての国民運動です。



区役所本庁舎や、環境学習情報センターにポスターを掲出し、訪れた区民に対し、COOLCHOICE の周知・実践を呼び掛けています。

消灯や適切な温度設定、節水などの普段の行動に加えて、家電や自動車、住宅など身の回りのものを選ぶとき、ライフスタイルを見直してみましょう。

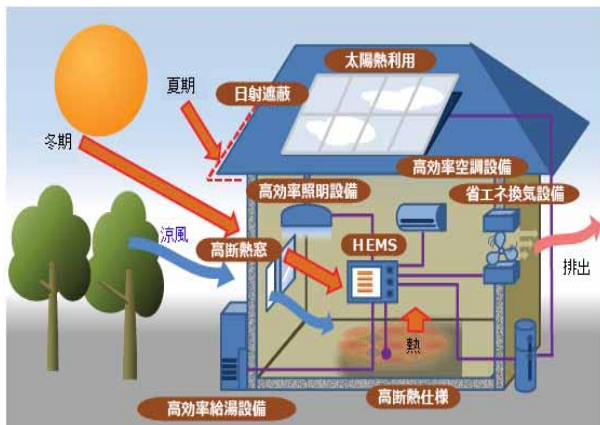
出展：「COOL CHOICE」(環境省)

コラム ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス)

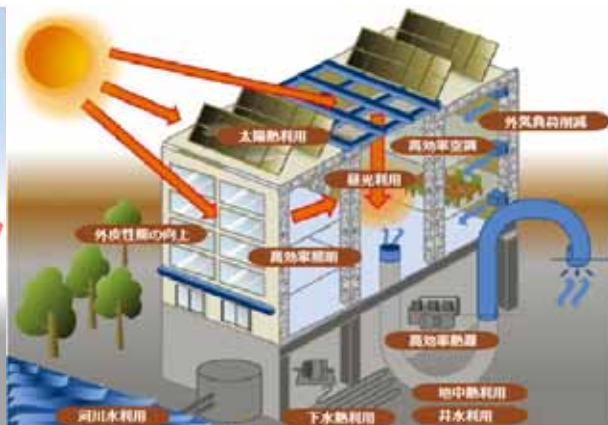
ZEB (ネット・ゼロ・エネルギービル)

ZEH、ZEB とは、建築物の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味(ネット)のエネルギー量が概ねゼロ以下となる最先端の建築物または住宅です。

ZEH・ZEB を実現・普及により、家庭部門、業務部門におけるエネルギー需給構造を抜本的に改善することが期待されます。



ZEH (ネット・ゼロ・エネルギーハウス)



ZEB (ネット・ゼロ・エネルギービル)

出展：「ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)に関する情報公開について」(経済産業省)

個別目標 1 - 2

家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、

環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進

日常生活等において、家庭及び職場での省エネルギー行動を促すとともに、省エネルギー等の取組に関する情報の提供、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用し、CO₂を可能なかぎり排出しないライフスタイルへの転換を推進します。

指標

指標	現状（平成29年度）	目標（平成39年度）	備考
中小事業者向け 省エネ対策支援事業者	10件/年	10件/年 (H32年度目標)	第一次実行計画 の目標値
「新宿の森」での カーボン・オフセット 事業によるCO ₂ 吸収量	450 t-CO ₂ /年	1,350 t-CO ₂ (H30~32年度の計)	第一次実行計画 の目標値

個別の取組

環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。 ・クールシェア・ウォームシェア等を実践する。 ・クールビズ・ウォームビズを実践する。 ・公共交通手段や自転車を利用するよう努める。 ・エコカーの導入に努めるとともに、エコドライブを実践する。 ・自転車シェアリングを活用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。 ・クールビズ・ウォームビズを実践する。 ・公共交通手段や自転車を利用するよう努める。 ・エコドライブの徹底に努め、エコカーの導入を図るとともに、環境にやさしい物流システムの導入を検討し、効果的な車両運用を図るよう努める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動の普及啓発に努める。 ・区民や事業者へ環境に配慮したライフスタイル、ビジネススタイルへの転換を促す。 ・区民、事業者へ公共交通機関の利用を促し、エコドライブ、エコカーについて普及啓発に努める。 ・自転車シェアリングを推進する。

環境活動・環境学習への参加

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 ・「新宿の森」等、森林保全体験等に参加し、環境に関する知識を深める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 ・「新宿の森」等、森林保全体験等に積極的に参加し、環境に関する知識を深める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボン・オフセットの意義を学ぶ機会として、「新宿の森自然体験ツアー」を実施する。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、環境学習講座を提供する。

省エネルギー化と再生可能エネルギー等の導入

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用燃料電池（エネファーム）や高効率ヒートポンプの導入に努める。 ・断熱窓改修等、環境に配慮した住宅となるように検討を進める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への再生可能エネルギーの導入に努める。 ・断熱窓改修等、環境に配慮した事業所となるように検討を進める。 ・LED照明等省エネルギー型照明に更新する。 ・OA機器等の省エネルギー型への更新に努める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・区民や事業者へ、太陽光発電や、家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進に努め、再生可能エネルギー等の導入を促進する。 ・区有施設への太陽光発電システム等再生可能エネルギーの導入を推進する。

区の率先行動

- ・環境マネジメントシステムの運用を行い、環境配慮活動を推進する。
- ・庁有車へのエコカーの導入を図るとともに、エコドライブを実践する。
- ・「新宿の森」で間伐等の森林整備によるカーボン・オフセット事業を実施する。

ヒートアイランド対策の推進

緑化の推進や、人工排熱を抑制する機器の導入等により、ヒートアイランド現象が発生しにくいまちを目指します。また、国で示された「緩和策」と「適応策」を踏まえ、これらを適切に組み合わせながら、ヒートアイランド対策に取り組みます。

現状と課題

- ・ 国の「日本の気候変動とその影響（2012年度版）」では、日本の平均気温の上昇に伴い、大雨災害の深刻化や高波・高潮リスクの増加、熱中症の発生率の増加、感染症媒体蚊の生息域の拡大等、様々な影響の生ずる可能性を示しています。
- ・ 東京の年平均気温は、過去 100 年当たりで約 3℃の上昇が見られ、都市化の影響が比較的少ないと見られる地点の都市の 1.5℃に比べ、大きく上昇しており、地球温暖化の影響に加え、ヒートアイランド現象を含む都市の高温化の傾向が顕著に現れています。気温上昇の抑制策に加え、熱発生を抑制に着眼した、緑化の推進や、打ち水等の適応策も継続して実施していく必要があります。
- ・ 区内においても、猛暑日や熱帯夜の増加に加え、時間雨量 50 ミリを超える局地的集中豪雨の増加等、気候変動の影響と思われる事象が発生しており、対策に取り組んでいく必要があります。

指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
遮熱性舗装の整備面積	15,782m ²	36,282m ²	新総合計画の目標値
緑被率	17.48% (H27 年度)	1%アップ	新みどりの基本計画の目標値

個別の取組

環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践

区民

- ・ COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動の普及啓発に努める。
- ・ クールシェア等を実践する。
- ・ 「新宿みどりのカーテンプロジェクト」等へ参加し、緑化に努める。
- ・ 各家庭や地域等で、打ち水を積極的に実施する。

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE（クールチョイス）等の国民運動の普及啓発に努める。 ・クールビズを実践する。 ・従業員や顧客に対し、熱中症予防対策を徹底する。 ・空調利用等における人工排熱の削減に努める。 ・敷地内緑化や、屋上緑化・壁面緑化等の実施及び「新宿みどりのカーテンプロジェクト」への参加等、緑化の推進に努める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・区民や事業者に対しクールビズ・クールシェア等を推進する。 ・ヒートアイランド現象や熱中症等対策について情報提供し、普及啓発を行う。 ・「新宿打ち水大作戦」等、打ち水の普及啓発を実施する。 ・ヒートアイランド対策として「新宿みどりのカーテンプロジェクト」を推進する。 ・屋上・壁面緑化を「空中緑花」と位置付け、普及促進を図る。

環境活動・環境学習への参加

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動へ積極的に参加し、ヒートアイランド現象など、環境に関する知識を深める。 ・熱中症予防の知識を深め、熱中症対策を実践する。 ・「新宿打ち水大作戦」等のイベントの支援・参加に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 ・「新宿打ち水大作戦」等のイベントの支援・参加に努める。

区のヒートアイランド対策

- ・区有施設におけるクールシェアを推進する。
- ・クールビズを実践する。
- ・交通渋滞の緩和、自動車交通の抑制、公共交通機関の整備と利用を進める。
- ・遮熱透水性舗装や保水性舗装等、環境に配慮した道路舗装を推進する。
- ・エネルギー使用を伴わない移動手段である自転車シェアリングを推進する。
- ・「七つの都市の森」を相互につなぐ「水とみどりの環」や「風のみち（みどりの回廊）」で、連続した緑化を進め、水とみどりのネットワーク形成を図る。
- ・新宿のシンボルとなる「りっぱな街路樹」のある道路空間を目指し、道路整備事業等にあわせて緑量のある街路樹を整備する。
- ・屋上緑化、みどりのカーテン等により区有施設の緑化を推進する。
- ・緑化計画書制度の対象となる建築行為等で、みどりの創出を誘導する。

コラム 新宿「みどりのカーテン」プロジェクト

平成20年度から地球温暖化対策の一環として、新宿「みどりのカーテン」プロジェクトに取り組んでいます。

「みどりのカーテン」とは、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を窓の外側にはわせて、室内に差し込む日差しを和らげる自然のカーテンです。また、植物の葉から水分を蒸発させることで気温の上昇を抑えられることから、「みどりのカーテン」を設置すると、エアコンの使用抑制により、節電やCO₂を削減する効果が期待できます。



「みどりのカーテン」

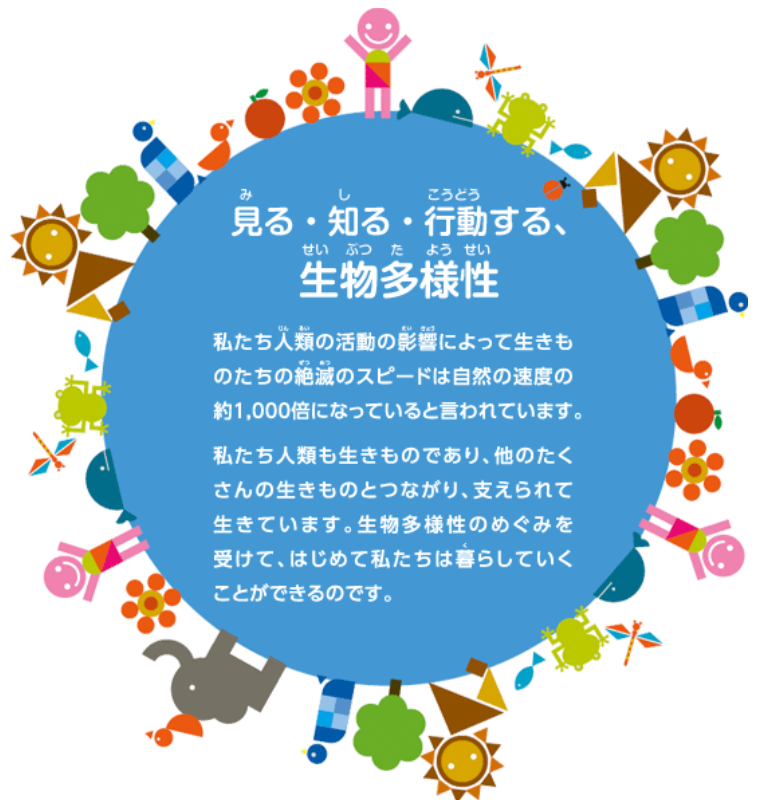
区では、毎年、「みどりのカーテン説明会」を開催し、区民の皆さんに取組みを広げるとともに、区有施設でも育成に取り組んでおり、年間、おおよそ2,000枚の「みどりのカーテン」が、区内に設置されています。

コラム 生物多様性

私たちは、水や空気、食料などの清浄な自然がないと生きていくことができません。その自然は、山、里、海、空、森、干潟、農地、川などの多彩な環境と、それぞれの環境の中で生きている多くの生き物が、つながり、支えあい、バランスを保つことで成り立っています。

この多くの環境や、私たち人間も含めた生き物のつながりを生物多様性といいます。

区では、区民ふれあいの森（おとめ山公園）での地形や植生の復元や新宿中央公園ビオトープでの自然観察会、神田川での区民による生き物調査等を通して自然のつながりや生物多様性について考える機会を設けています。

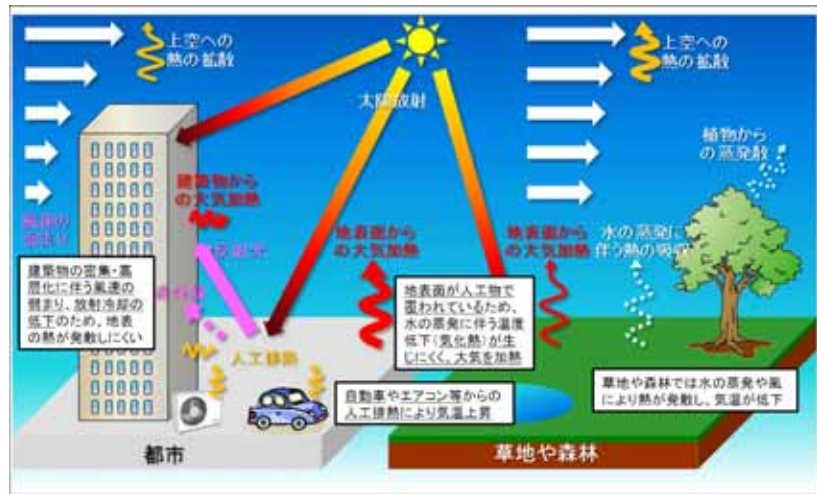


コラム ヒートアイランド対策

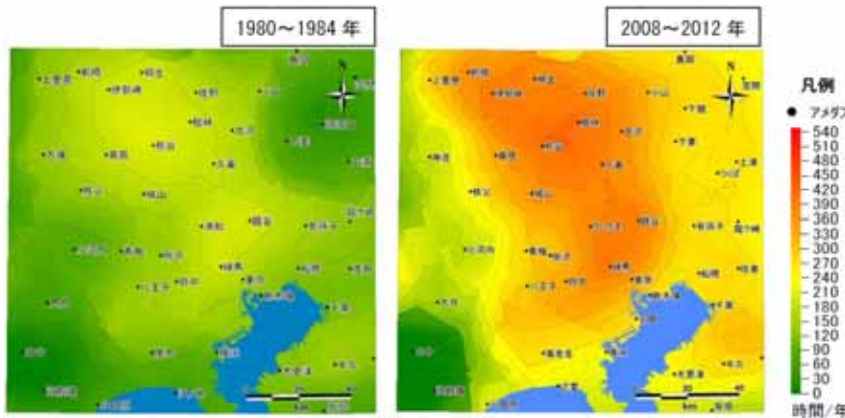
ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。

ヒートアイランド現象は、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして課題となっています。

東京周辺で 30 以上となる時間数は、最近では 20 年前の約 2 倍になり、その範囲も郊外へ広がっています。



その影響は熱中症、睡眠障害だけでなく、大気汚染、集中豪雨など私たちの健康や生活、動植物にまで現れています。



関東地方における 30 以上の合計時間数の分布 (5 年間の年間平均時間数)

出展:「ヒートアイランド対策ガイドライン改定版」(環境省)

ヒートアイランド対策としては、道路の遮熱舗装対策や自動車排熱を削減する対策、まとまった緑地を増やすことが効果的とされています。

基本目標 2 豊かなみどりの保全と創出

個別目標 2 - 1

まちなかのみどりの保全と創出

まちなかのみどりとして住宅、公園、街路樹等のみどりの保全・充実に努めます。大規模開発計画における公開空地等を活用した積極的なみどりの創出・拡充を図ります。

現状と課題

- ・ 公園整備や、民有地、公共施設における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出することが重要です。
- ・ 生物多様性に配慮した緑化を推進し、生きものの生息できる空間を拡大することが求められています。都は、生物多様性に配慮した緑化を推進することで、点在する緑地をネットワーク化し、東京本来の生態系の維持・再生を図っていくこととしており、区においても生物多様性に配慮した緑化を推進していくことが重要です。
- ・ 平成 28（2016）年 3 月に改定された都の「緑確保の総合的な方針」に基づき、計画的に既存の緑の確保や緑のまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- ・ 区の「みどりの実態調査（第 8 次）」（平成 27（2015）年度）の調査結果では、区内にある樹木・樹林、草地、屋上緑化の面積は 319.14ha、緑被率は 17.48%となりました。

指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
公園面積の目標	117.61ha	新たに 2ha の公園面積を確保	新みどりの基本計画の目標値
緑視率（人の目に見えるみどりの割合）	18.2%	20%	新みどりの基本計画の目標値

個別の取組

日常生活・事業者活動におけるみどりの保全と創出につながる環境配慮行動

区民	<ul style="list-style-type: none">・ 「新宿みどりのカーテンプロジェクト」等へ参加し、緑化に努める。・ 敷地・建物の緑化と緑の保全の推進を図る。・ 地域で花壇ボランティア等に取り組む。・ 公園や学校でのビオトープの維持や管理・運営に関わるよう努める。
----	---

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を理解する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画書等、法令に基づいた緑化の他、事業所敷地・建物の緑化を推進する。 ・「新宿みどりのカーテンプロジェクト」等へ参加し、緑化に努める。 ・「地域の庭（コミュニティガーデン）」（庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院等、大規模な敷地のみどり）の開放に努める。 ・生物多様性を推進する。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・「新宿みどりのカーテンプロジェクト」を推進し、地域ごとの育成支援や年間を通じた育成活動を支援する。

地域のみどりの保全と創出につながる環境配慮行動

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの記憶」を活かしたみどりの保全・再生・創出を協働により取り組む。 ・保護樹木、保護樹林等の支援制度を活用する。 ・屋敷林・寺社林と街に散在する界隈のみどりの保全に協力する。 ・地域の公園計画づくりへ参加・協力する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの記憶」を活かしたみどりの保全・再生・創出を協働により取り組む。 ・大規模な開発計画では、公開空地等を活用した積極的なみどりの創出に努める。 ・保護樹木、保護樹林等の支援制度を活用する。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・区立公園等を適切に整備・維持・管理する。 ・「りっぱな街路樹運動」を推進する。 ・「みどりの記憶」を活かした、土地所有者・区民等との協働によるみどりの保全・再生・創出を図る。 ・大規模な開発計画では、公開空地等を活用した積極的なみどりの創出を誘導する。 ・積極的なみどりの拡充を目指した屋上や壁面等を含め、緑化の推進を図る。 ・「地域の庭（コミュニティガーデン）」（庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院等、大規模な敷地のみどり）におけるみどりの充実と地域への開放に取り組む。 ・地域による継続的な公園活動の仕組みの充実（公園サポーター制度等）を図る。 ・保護樹木、保護樹林等の支援を推進する。

区の率先行動

<ul style="list-style-type: none"> ・区有施設において様々な手法により多様なみどりを保全・整備する。 ・区立公園や公共施設の新設や改修の機会をとらえ、場所の特性に応じ、生き物の生息に配慮した整備や啓発活動等を行う。 ・生物多様性を推進する。
--

個別目標 2 - 2

水やみどりに親しめる環境づくり

新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図ります。水辺やみどりのある場所を利用するとともに、生物多様性の保全にも配慮します。

現状と課題

- ・ 水辺やみどりの保全には、目に見える水環境だけでなく、地下水の保全も大きな課題です。
- ・ 平成 26 (2014) 年 4 月に国が制定した水循環基本計画では、「持続可能な地下水の保全と利用」を推進するとの考え方が示されています。
- ・ 都は、地下水の保全と利用の適正管理、湧水の保全・回復等に取り組むとともに、気候変動による影響等も踏まえ、東京にふさわしい水循環の再生と水辺環境の向上を図っていくとしており、区においても望ましい水循環の形成が求められています。
- ・ 水辺の環境整備では、地元の小学生や公募による神田川ファンクラブを毎年結成し、一年間を通じて神田川の生態を直接体験し学んでいます。また、夏には、神田川の親水テラスを一般開放し、多くの区民の方に川に入る体験を提供しています。平成 28 (2016) 年度の「年間利用者数 (一般開放時)」は、1,993 人で、過去最高となりました。
- ・ 「神田川生き物調査における確認種数」は、平成 8 (1996) 年度から平成 28 (2016) 年度までの調査において、12 科 23 種が確認されています。平成 28 (2016) 年度はこの内の 5 科 7 種が確認できました。
- ・ 校庭・園庭の芝生化は、生徒たちの学習環境を向上させるばかりでなく、生物多様性の学びの場づくりとしても活用されています。また、学校ビオトープについても維持、整備を進めていきます。
- ・ 環境学習や体験学習の機会を提供し、生物多様性の重要性を普及・啓発することが重要です。

指標

指標	現状 (平成 29 年度)	目標 (平成 39 年度)	備考
神田川親水テラスの年間利用者数 (一般開放時)	1,802 人 (H29 年度)	2,000 人	
みどりのカーテン新規設置数	300 枚 / 年	300 枚 / 年 (H32 年度目標)	第一次実行計画の目標値

個別の取組

日常生活・事業者活動における環境配慮行動

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等との協働事業や区民が主体となった自然学習会等に参画する。 ・庭やベランダ等、身近な場所に、生き物の生息環境を創出する。 ・外来生物については、地域の生態系を乱さないよう、法令等に基づいて適切に飼育する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりと水辺の保全と創出のための地域活動へ参加する。 ・事業所の敷地や屋上等に、生き物の生育環境の創出に努める。

水やみどりに親しめる環境づくりへの理解を深める

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりと水辺の保全と創出のための地域活動や環境学習へ参加する。 ・「新宿の森自然体験ツアー」など自然環境学習へ参加する。 ・みどりの創出による生物多様性に対する意識向上と普及啓発を図る。 ・ビオトープ等に生息する生き物を見守り観察するよう努める。 ・新宿区の伝統野菜である「内藤とうがらし」や「早稲田のみょうが」、「大久保つつじ」等への理解を深める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・区と協力し、みどりに関する環境教育やイベント等を実施する。 ・みどりの創出における生物多様性への配慮を推進する。 ・自然学習会等に参加・実践するよう努める。 ・新宿区の伝統野菜である「内藤とうがらし」や「早稲田のみょうが」、「大久保つつじ」等への理解を深める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりと水辺の保全と創出に関する情報提供に努める。 ・「新宿の森」等を活用し、自然や生き物に関する環境学習会や講座等を開催する。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、環境学習講座を提供する。 ・新宿区の伝統野菜である「内藤とうがらし」や「早稲田のみょうが」、「大久保つつじ」等の普及啓発を図る。 ・水循環を形成するため、雨水浸透施設の設置誘導や開発時の地下水脈への配慮等、湧水の保全に努める。 ・神田川親水テラスを開放し、区民の利用を促す。

区の率先行動

- ・小学校や公共施設に整備した芝生やビオトープを適切な状態に維持・管理し、児童や区民の参加と活用を促進する。
- ・「新宿の森」での森林整備によるカーボン・オフセット事業を実施するとともに区民向け自然体験イベントを実施する。
- ・区有施設等で屋上緑化や、みどりのカーテンの育成に努める。

基本目標 3 資源循環型社会の構築

個別目標 3 - 1

ごみの減量とリサイクルの推進

従来から取り組んできた3R推進活動をさらに充実させ、引き続き資源循環型社会の構築に向けた取組を着実に進めます。

現状と課題

- ・ 都内の食品廃棄物等の発生量は年間約 200 万トン（平成 24（2012）年度）と推計され、特に外食産業から多く発生しています。（ ）食品ロスの削減には、消費者への啓発によるライフスタイルの見直しと食品関連事業者における発生抑制及びリサイクルの推進が必要です。

事業系食品廃棄物の排出実態等調査及び都内区市のごみ組成結果より都が作成したデータ

- ・ 区の一般廃棄物処理基本計画（現在策定中）では、「ごみ発生抑制によるスリムな社会」、「資源回収の拡充による循環する社会」、「事業者による適正処理とごみの減量・資源化を推進する社会」、「適正なごみ処理を行う社会」を4つの柱としています。
- ・ 区の一般廃棄物処理基本計画（現在策定中）では、区民一人1日あたりの区収集ごみ量について、平成 27（2015）年度を基準として平成 39（2027）年度までに、108g削減し、484gを目指すこととしています。

指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
区民一人1日当たりの区収集ごみ量	578g (H28年度)	484g	新総合計画の目標値
新宿エコ自慢ポイントの登録者数	2,701人	3,720人 (H32年度目標)	第一次実行計画の目標値

個別の取組

ごみの減量とリサイクルの推進

区民	<ul style="list-style-type: none">・ 食品ロスの削減を実践する。・ 「もいちど倶楽部」などを活用し、日用品、衣類、家具等のリユースに努める。・ 区民が主体となったリサイクル推進のための環境学習へ参画する。・ 製品購入時に環境に配慮した製品の選択、過剰包装や不要なレジ袋の辞退等、日常生活の中の見直しに努める。
----	--

<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「新宿エコ自慢ポイント」に登録し、ごみの発生抑制に努める。 ・資源、ごみの分別を徹底し、リサイクル可能なものは資源化に努める。 ・生ごみの減量に努める。 ・リサイクル活動センター等の環境学習や取組に参加する。 ・繰り返し使えるリターナブルびんの商品を購入するよう努める。 ・区が行う分別回収や町会・自治会等の地域の資源集団回収実践団体へ参加し、積極的に資源回収に協力する。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減を実践する。 ・「新宿区3R推進協議会」に参加し、3R推進行動を実践するよう努める。 ・レジ袋の削減を推進し、マイバックの普及に努める。 ・区と協力し、リサイクル推進のための環境学習を実施する。 ・事業者責任に基づき、ごみの出にくい製品やリサイクルしやすい製品の開発、容器包装類の見直し等に努める。 ・事業用大規模建築物については、「廃棄物管理責任者の選任届」及び「再利用計画書」を作成、提出する。 ・リターナブルびん等の再使用商品の開発、販売を行うよう努める。 ・ごみの排出については、排出者責任により、適切に処理する。 ・リサイクル可能なものは、自らの責任で資源回収業者に引き渡すよう努める。
<p>区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減について区民、事業者に普及啓発を進めていく。また、持続可能な社会を目指す消費スタイルであるエシカル消費についても、消費者教育の講座や情報紙などにより、消費者団体等と連携して啓発する。 ・食品ロスの削減に向け、協力店の登録制度を導入するとともに、フードドライブの周知啓発に努める。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、ごみの発生抑制に関する環境学習を推進する。 ・「新宿エコ自慢ポイント制度」を継続して推進する。 ・区民、事業者及び区による意見交換の場として「新宿区3R推進協議会」を運営し、レジ袋削減対策等ごみ発生抑制に関する取組を推進する。 ・事業者に協力を呼びかけ、区民への出前講座等の環境学習を推進する。 ・リサイクル活動センター及び環境学習情報センターを周知するとともに、施設を活用した環境学習の機会を提供する。 ・法令に基づいた再資源化の促進と廃棄物の適正な処理を推進する。 ・事業系ごみの減量及び再資源化を推進するため、事業用大規模建築物への立入検査の強化、廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書の提出を指導する。 ・生ごみの減量を推進する。 ・集団回収、古紙・びん・缶・ペットボトル等の資源回収を推進する。 ・金属・陶器・ガラスごみ及び粗大ごみに含まれる金属等の資源回収を実施し、資源のさらなる有効活用を図る。 ・地域住民が自主的に行う集団回収を推進するため、資源集団回収実践団体への支援を実施する。

新宿区のごみ量

(単位：t)

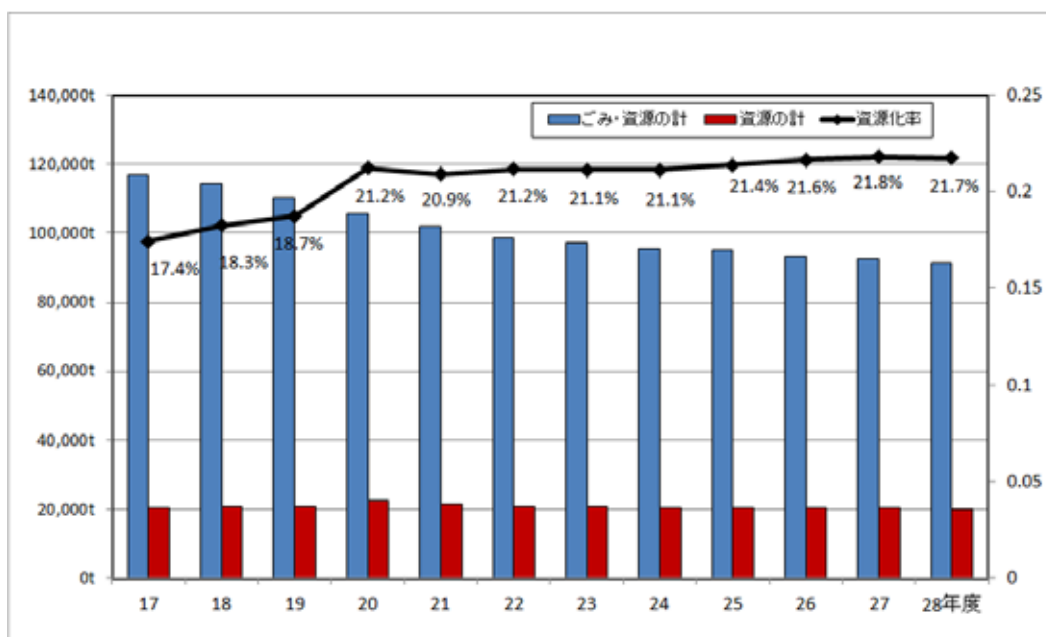
種別/年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28年度
可燃ごみ	72,154	69,315	67,567	74,242	73,072	71,496	70,521	69,370	69,161	67,772	67,870	66,903
金属・陶器・ガラスごみ	22,464	22,034	19,984	6,854	5,160	3,855	3,620	3,272	3,136	2,861	2,253	2,258
粗大ごみ	1,824	1,984	2,210	2,127	2,336	2,333	2,549	2,527	2,559	2,376	2,335	2,303
区(局)合計	96,442	93,333	89,761	83,223	80,568	77,684	76,689	75,170	74,856	73,009	72,459	71,464

資源回収量の推移 (平成 17 (2005) 年度から平成 28 (2016) 年度まで)

(単位：t)

種別/年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28年度
集積回収量	7,172	7,383	7,425	7,037	6,574	6,572	6,548	6,469	6,415	6,198	6,150	6,055
びん・缶	3,230	3,204	3,270	3,911	4,112	4,466	4,541	4,565	4,716	4,859	4,882	4,777
紙パック	9	9	14	18	17	15	19	18	14	13	14	13
乾電池	23	21	21	24	26	27	56	51	53	54	66	63
古紙	9,536	9,418	8,714	8,202	7,550	6,724	6,237	5,972	6,081	5,987	5,989	5,803
白色トレイ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ペットボトル	408	809	947	1,214	1,217	1,279	1,428	1,420	1,444	1,387	1,303	1,390
容器包装プラスチック			312	2,047	1,820	1,777	1,719	1,663	1,643	1,672	1,807	1,735
小型電子機器										1	1	1
資源の計 a	20,379	20,844	20,704	22,454	21,316	20,861	20,549	20,159	20,367	20,172	20,212	19,839
ごみ・資源の計 b	116,821	114,177	110,465	105,677	101,884	98,545	97,238	95,329	95,223	93,181	92,671	91,303
資源化率 a/b	17.4%	18.3%	18.7%	21.2%	20.9%	21.2%	21.1%	21.1%	21.4%	21.6%	21.8%	21.7%

- *1 白色トレイの回収は平成18年6月から実施
 *2 容器包装プラスチックは平成19年7月からモデル実施
 *3 乾電池の回収を平成23年度からびん・缶拠点に拡大
 *4 平成25年11月から使用済小型電子機器の回収を実施
 *5 ペットボトルの店頭回収(リール)は平成27年2月に廃止
 *6 端数処理のため、項目ごとの集積値が表中の合計値と合わない場合がある
 *7 平成27年度4月から拠点回収から資源・ごみ集積所回収に変更



コラム 食品ロス削減運動

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間 2,797 万トンの食品が廃棄されています。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は 632 万トン。これは、世界の食糧援助量（平成 26 年で年間約 320 万トン）の約 2 倍に相当します。

出展：「平成 28 年 6 月発表資料」（農林水産省）

日本の食品ロスの発生量（単位万トン）



世界全体の食糧援助量（2014 年）
約 320 万トン

国民 1 人 1 日当たり食品ロス量
約 136g
(茶碗約 1 杯のご飯の量に相当)

新宿区では、平成 28（2016）年度新宿区・ごみ排出実態調査の結果、家庭の燃やすごみは推計 41,363 トンで、未利用食品の割合は 6.2%となりました。この量を推計すると約 2,565 トンになり、区民 1 人あたり年間約 7.8kg の食品ロスを出していることとなります。

区では、シンポジウムや消費者講座の開催、パンフレットを作成し、食品ロスの削減を推進しています。下記の取組を実践し、みんなで食品ロスを削減しましょう。



適正なごみ処理の推進

日常生活におけるごみの適正な分別と排出を徹底するとともに、事業系ごみの資源化推進や、不法投棄への対策など、適正なごみ処理を行う社会を目指します。

現状と課題

- ・ 廃棄物の処理や資源循環のプロセスにおいて、不適正な処理により有害物質が放出される等の環境汚染が生じることがないように、適正な処理を徹底する必要があります。
- ・ 不法投棄等、産業廃棄物の不適正処理の撲滅を目指し、徹底した指導や普及啓発を進めていくことが必要です。
- ・ ごみと資源回収分を合わせた総排出量についても、平成 17（2005）年度に対して平成 28（2016）年度の実績では 21.8%減少しており、ごみの発生抑制の意識が浸透してきたと考えられます。
- ・ 平成 27（2015）年度から区内全域で、びん・缶・ペットボトル等の資源の排出場所を回収拠点から資源・ごみ集積所へと変更しました。平成 28 年度の金属・陶器・ガラスごみの収集量は平成 26（2014）年度比で 21.1%減少しています。

指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標（平成 39 年度）	備考
ごみの減量やリサイクルに取り組む区民の割合	今年度中にアンケートにより現状の割合を設定	取組率向上	新総合計画の目標値
資源全体に占める不燃ごみから回収した資源の割合	0.7%	0.6% (H32 年度目標)	第一次実行計画の目標値

個別の取組

ごみの減量とリサイクルの実践

<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減を実践する。 ・生ごみの減量に努める。 ・資源、ごみを出す際には適切な分別を行うとともに、地域ごとに定められた曜日に適切な場所に出すよう努める。 ・不法投棄は、住環境悪化の一因となるため、区と連携して不法投棄を許さない地域づくりに努める。 ・建物の建築時には、資源・ごみ集積所の計画的な配置に努める。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商品包装の簡素化等により、ごみの発生を抑制する。 ・環境教育（出前講座、施設見学等）に率先して協力する。 ・金属、陶器、ガラスごみの資源化を図る。 ・ごみを出す際には、適切な分別を行うとともに、決められた方法で適切な場所に出すよう努める。 ・廃棄物が不法投棄されないよう、最終処分までの処理過程を把握するよう努める。 ・建物の建築時には、資源・ごみ集積所の計画的な配置に努める。
<p>区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型電子機器等の回収を促進する。 ・清掃事業に理解を深めるため出前講座や、収集体験、施設見学会等を実施する。 ・区民や事業者に対し、適正なごみの出し方について、パンフレットやホームページ等で周知を図る。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、環境学習講座を充実する。 ・食品ロスの削減を推進する。 ・生ごみの減量に努める。 ・繁華街における事業系ごみ等の適正な保管・排出規制及び誘導を実施する。 ・廃棄物等保管場所の整備等により、ごみの適正管理とリサイクルを推進する。 ・金属、陶器、ガラスごみの資源化を推進する。 ・一般廃棄物処理基本計画の着実な推進を図る。 ・災害廃棄物処理計画を策定し、適切な対応を進めていく。 ・法令に基づき、廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者に対しては、排出者責任により、再資源化の促進及び廃棄物の適正な処理を図る。 ・不適正排出集積所への指導強化として、警告シールの貼付、看板の掲示、周辺への注意ビラの配布等の再発防止策を実施する。 ・不法投棄が頻発する資源・ごみ集積所については、夜間・早朝パトロール等による排出者指導を実施する。

コラム ごみの分別

新宿は若い人が多く、国際色豊かな街です。その特色を活かし、清潔でごみのない街を維持するためには、資源・ごみに関する情報をわかりやすくお伝えし、適切な排出の実践につなげていくことだと考えています。

区では、資源・ごみの分別方法をお知らせするために、お住まいの地区の資源・ごみの収集日などをお知らせする冊子やパンフレット、チラシなどを作成して、区民の方にわかりやすい情報提供に努めています。近年、外国人の居住者が増えていることを受け、日本語だけでなく外国語のチラシも用意しています。平成27年度にはベトナム語、ネパール語、ミャンマー語、平成29年度にはフランス語、タガログ語、タイ語、アラビア語のチラシを作成しました。これまでも活用してきた日本語、英語、中国語、ハングル語を加えて、11か国語のチラシで区民の方に分別方法などの周知を進めていきます。

ごみの分別は資源の回収にはたいへん重要です。家庭から出る廃棄物を減らし、リサイクルできるものを増やし、生活の場面から環境保護の実践ができる取組みを推進していかなければなりません。

一例として、「水銀に関する水俣条約」については、平成25年10月に水俣市で開催された外交会議で採択されたことを機に、国内で水銀使用製品の製造・取引・処分に関しての法整備が進められ、平成28年2月2日に条約締結、平成29年8月16日に発効しました。日常生活に欠かせない蛍光灯などの処分についても、今まで以上に配慮が求められています。

区では、以前は蛍光灯を金属・陶器・ガラスごみの収集日に出していただくようお願いしてきましたが、平成28年度からは、購入時の紙ケースや新聞紙などに包んで、できるだけ割れないように排出していただくようお願いしています。製品の形で集めた蛍光灯等は区内でいったん保管し、一定量が集まった時点で専門業者に引き渡して、水銀や金属部品等の再資源化を行っています。

こうした先駆的な取組みに関しても機会を見て、広く区民のみなさまにお知らせしています。区内へ転入された外国人の方にも事業の意義や効果などをお知らせするとともに、母国の環境政策に興味を持っていただき、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の全世界的な実現の一助になればと考えています。



「11か国語のチラシ」

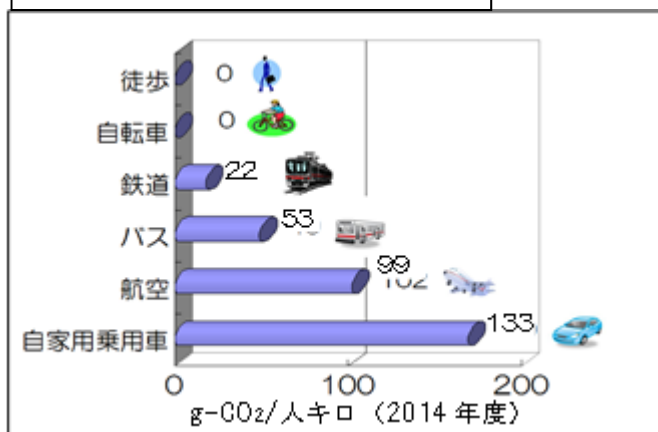
コラム 自転車シェアリング

区は、区民の新たな移動手段の確保や地域の活性化、観光振興やまちの回遊性の向上等を目的に、平成 28 年 10 月から自転車シェアリング事業を開始しました。自転車シェアリングの普及を進めることで、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換を図り、温室効果ガス排出量の削減に期待できます。

さらに、自転車シェアリングの利用促進を図るため、千代田区、中央区、港区、江東区、文京区と広域相互利用を行っており、新宿区を含む 6 区のどこのサイクルポートでも自転車を借りて返すことができます。自転車シェアリングをはじめ、自転車の利用に当たっては、交通ルール・マナーを遵守して利用するよう呼びかけています。



交通手段ごとのCO₂排出量



出展:「《CO₂排出量の比較- 1人を1km運ぶのに排出されるCO₂》(2014年度)」(東京都環境局ホームページ)

基本目標 4 良好な生活環境づくりの推進

個別目標 4 - 1

きれいなまちづくりの推進

まちの環境美化や良好な環境づくり等を進め、人と自然が調和したまちの快適性を確保します。

現状と課題

- ・ 春のごみゼロデーの参加者数は、平成 28 (2016) 年度 (第 16 回) は 4,290 人でした。また、新宿年末クリーン大作戦は、2,358 名となり、秋のごみゼロ運動等を含め全体で 470 団体、9,881 名に達しており、年々地域の関心が高くなっています。
- ・ 路上喫煙については、駅前や主要道路で減少傾向にある一方で、裏通り・生活道路へと移行しており、対策が必要な範囲は拡大しています。また、路上喫煙禁止が周知されることに伴い、受動喫煙等に対する意識が高くなり、これまで以上に対策の徹底が求められているほか、喫煙所の利用者も増加していることから、喫煙所周辺の喫煙マナーの向上や喫煙所の改善が求められています。さらに、増加している外国人旅行者も含め、来街者への路上喫煙禁止のルールの周知を徹底していく必要があります。
- ・ 放置自転車等を無くしていくためには、撤去活動と整理指導員による「声かけ」活動をさらに強化するとともに、地域社会全体の問題として区民と協働して啓発活動を展開していく必要があります。
- ・ ユニバーサルデザインまちづくりの観点からも快適な公共空間の整備が求められています。

指標

指標	現状 (平成 29 年度)	目標 (平成 39 年度)	備考
駅周辺・生活道路での路上喫煙率	0.09% (駅周辺) 0.50% (生活道路)	0.1% 未満 (駅周辺) 0.3% (生活道路)	新総合計画の目標値
自転車シェアリングの利用実績 (1 台あたりの稼働率)	1 回転 / 日	4 回転 / 日	自転車等総合計画の目標

個別の取組

日常生活・事業者活動におけるまち美化活動

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化のための公共空間利用ルールを遵守する。 ・日頃から、自宅の前等の道路は自ら清掃するよう努める。 ・町会・自治会等の地域組織は、まち地域の美化活動を定期的に行い、自分たちのまちを自分たちの力できれいにするよう努める。 ・町会・自治会等の地域組織は、路上喫煙禁止の周知・啓発活動を地域の路上喫煙対策協力員と協力して行うよう努める。 ・区や地域組織が実施するまち美化への取組や清掃活動、路上喫煙禁止の周知・啓発活動に積極的に参加するよう努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員がごみのポイ捨てや路上喫煙をしないよう、周知・徹底を図る。 ・事業所周辺の美化活動を定期的に行うよう努める。 ・まち美化への取組や清掃活動、路上喫煙禁止の周知啓発に積極的に協力する。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみゼロデー、秋の地域ごみゼロ運動、年末クリーン大作戦、ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」等を区民、事業者等と協働で実施し、ポスターや路面タイル、標識等を作成、掲出・設置する等により周知・啓発を図る。 ・「ふれあいトーク宅配便」等、環境学習講座を提供する。 ・まちの美化活動を支援し、来街者も意識したきれいなまちづくりに努める。 ・受動喫煙防止対策のための喫煙所の設置（路上喫煙禁止）に努める。 ・美化推進重点地区における美化を推進するため、対象地域の道路を清掃する。 ・路上喫煙禁止の一環として、路上喫煙禁止パトロールを実施する。

良好な生活環境づくり

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化のための公共空間利用ルールを遵守する。 ・自転車シェアリングを有効活用し、放置自転車の削減に努める。 ・自転車利用のルール、マナーを守り、積極的に活用するよう努める。 ・空家等の発生を抑制し、建物等を適正管理するとともに、速やかな解消に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車シェアリングを有効活用し、放置自転車の削減に努める。 ・自転車利用に配慮した施設の整備に努める。 ・「景観まちづくり計画」に留意する等、区の景観まちづくりに協力するよう努める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車シェアリングを推進する。 ・歩行者等の通行の妨げとなる路上不法占用物件や放置自転車等の対策を行う。 ・「景観まちづくり計画」を着実に運用し、景観に配慮したまちづくりを推進する。 ・管理不全な状態の空家等について、所有者等への助言や指導を行い、火災等の発生を防止するとともに良好な生活環境の確保を図り、空家対策を推進する。

区の率先行動

- ・区も一事業者として、職員や商店会、事業者、ボランティア等と協働で「歌舞伎町クリーン作戦」を毎週実施する。

都市型公害対策の推進

大気汚染や水質汚濁等、広域的な公害の改善を図るとともに、騒音や臭気問題等の近隣公害に対して適切な対策を講じるよう指導します。有害汚染物質に関しては、適切な情報提供や事業者への助言、指導を行うとともに、災害時のがれき処理等を行う際に発生が予測されるリスクの軽減対策を推進します。

現状と課題

- ・ P M2.5 と光化学オキシダント対策として、原因物質である N O X 及び V O C の排出抑制を更に進める必要があります。
- ・ 水銀含有廃棄物の廃棄や廃石綿及び石綿含有建材が使用されている建物の解体は今後も続くことから、これまで以上に適正処理の取組を強化していく必要があります。
- ・ 土壌汚染は蓄積性が強く、地下水の汚染とも密接に関連し、その影響が長期に及ぶため、改善を着実に進めていく必要があります。
- ・ 事業所における化学物質の適正管理については、環境確保条例に基づく指導を徹底していますが、災害時のがれき処理等の実施に伴う安全管理等、緊急時の対応についても適正な管理を周知していく必要があります。

指標

指標	現状（平成29年度）	目標（平成39年度）	備考
環境基準100%達成 （各年度調査）	オキシダント、 P M2.5 濃度及び 自動車騒音の一部を 除き、環境基準達成 （H27年度）	100%達成	第三次環境 基本計画の 目標値
苦情処理の対応満足度 （各年度集計）	84% （H27年度）	満足度向上	第三次環境 基本計画の 目標値

個別の取組

日常生活・事業者活動における環境配慮行動

<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で発生する音や臭い等は近隣へ配慮し、協調に努める。 ・光化学スモッグの発生に注意するよう努める。 ・放射性物質やアスベスト等についての正確な知識や情報の収集に努める。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排気、騒音等、事業活動に伴う周辺環境への配慮に努める。 ・建築工事等や店舗等、事業活動に伴う騒音や悪臭については、地域との協調に努め、問題の解決を図る。 ・光化学スモッグの発生に注意し、従業員や顧客への周知徹底を図る。 ・アスベストの除去等飛散防止対策等に努める。 ・関係法令に基づき適正管理化学物質について管理の適正化、事故の防止等の確保を図る。
<p>区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、臭気、光害、ビル風等に配慮した建物整備を誘導する。 ・環境測定を継続的かつ定期的を実施する。 ・有害鳥獣対策（カラス、ハクビシン等）を実施する。 ・放射線の測定及び監視を継続する。 ・土壌汚染、地下水汚染対策を推進する。 ・光化学スモッグ発生時は、区有施設等や区民への情報提供を迅速に行う。 ・有害化学物質（PCB、アスベスト、フロン等）の適正管理を推進する。 ・良好な環境維持のため、建築現場、商店街等における騒音や飲食店等からの悪臭について、監視体制を強化するとともに、規制・指導を行う。 ・事業所における化学物質の排出状況を把握し、適正な管理を指導する。 ・工場・指定作業場の廃止時等における、土壌汚染対策の適切な助言・指導を行うとともに、土壌汚染対策に関する情報の提供を行う。 ・光化学スモッグ等の原因物質のひとつになる VOC の含有量の少ない低 VOC 塗料や低公害の建材を使用する等、大気汚染防止を図る。 ・地域防災計画のがれき処理計画等に基づき、災害時のがれき処理等についてはアスベスト等有害汚染物質飛散防止に向けた適切な対応を図る。 ・アスベスト除去等工事において、アスベスト飛散防止対策状況の検査や工事業者への助言・指導を行う。 ・民間建築物の所有者等に対し、吹付けアスベスト除去等工事の啓発・助成を行う。 ・化学物質管理方法書の作成における対象業者への情報提供と意識啓発を行う。 ・ビル地下排水槽の臭気対策を推進する。

基本目標 5 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

個別目標 5 - 1

主体的な環境活動とネットワーク化

区内各地で行われている環境活動について、さらなる活動の広がりや活性化のため、個人や地域の主体的な環境活動とネットワーク化が、さらに進んでいくよう働きかけていきます。

現状と課題

- ・ 持続可能な社会の実現に向け、区民、事業者、NGO・NPO等多様な主体との連携による取組を推進する必要があります。
- ・ 地域での環境保全活動を継続・促進していくためには、環境団体やリーダーの育成、組織の充実を図っていくことが必要です。
- ・ 区外でも「新宿の森」における森林保全体験やカーボン・オフセットの取組が行われています。これらの環境活動について、区ホームページでの情報発信や、学校等、教育機関での展開、イベント等を通じた世代間交流等、既存活動の内容拡充や新たな活動の展開を通じて、各主体の参加と協働を促進しながら、活動のネットワーク化を図り、引き続き個人や地域の活動促進を図ることが重要です。
- ・ 地域で環境活動や環境学習を推進している事業者・団体がそれぞれの立場で環境教育や体験学習を応援する「新宿の環境学習応援団」が、依頼に基づき出前講座（授業）を行っています。
- ・ NPO法人新宿環境活動ネットと共催で、毎年区立小中学校を会場として行っています。地域団体・企業・NPO・区等が「まちの先生」となり、子どもだけでなく地域の方や学校の先生等を対象に、パネル展示、体験型ワークショップ等を開設しています。平成20（2008）年度からは、「環境学習発表会」と同時開催し、小学生による環境学習の発表が行われています。

指標

指標	現状（平成29年度）	目標（平成39年度）	備考
環境に配慮した取組を行っている区民の割合	今年度中にアンケートにより現状の割合を設定	取組率向上	新総合計画の目標値
新宿エコ隊登録人数	5,000人	6,000人 (H32年度目標)	第一次実行計画の目標値

個別の取組

環境学習・環境活動への参加

<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 ・「エコライフまつり」や、「夏休みエコにトライ」「新宿こどもエコクラブ」など環境イベントに参加し、環境に関する理解を深める。 ・「エコワン・グランプリ」など環境活動に関するコンテストに応募し、環境に良い取組を広める。 ・「エコチェック・ダイアリー」など、環境家計簿を活用し、省エネを推進する。 ・環境絵画・環境日記の作成など、環境を考える機会に参加する。 ・「新宿の森」自然体験ツアーに参加し、環境を学び、参加者間の交流を深める。
<p>区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコリーダー養成講座」を開催し、地域で環境活動に取り組む人材を育成する。 ・「エコライフまつり」など環境イベントを開催し、来場者が環境を知り、出展団体同士が関わりをもてる場を提供する。 ・「エコチェック・ダイアリー」を作成し、環境家計簿を活用した環境意識の向上を図る。 ・環境絵画・日記を募集し、優秀作品を表彰して普及啓発を図る。 ・カーボン・オフセットの意義を周知するため、「新宿の森」自然体験ツアーを実施する。 ・環境学習出前講座を実施し、地域や学校で環境の啓発を図る。 ・「新宿環境経営塾」や省エネルギーセミナー等を開催し、参加者の環境経営の学びと参加者同士の交流を図る。 ・「新宿エコ事業者連絡会」と連携し、事業者と環境保全意識の向上を図る。

環境活動の実践とネットワークへの参加

<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「新宿エコ隊」へ参加し、地球温暖化対策に取り組む。 ・「染の小道」等、地域の特色のある活動に参加する。 ・「エコリーダー養成講座」など、地域の環境リーダーを育成する講座を受講し、地域で活動する。 ・「新宿みどりのカーテンプロジェクト」に参加し、他の育成者とのつながりを持つ。 ・「エコライフ推進員」として、地域の環境活動に参加する。
-----------	---

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 ・「エコライフまつり」や、「まちの先生見本市」等の環境イベントに参加し、来場者や他の出展者と交流を図る。 ・「環境学習出前講座」に協力し、地域や学校で環境の啓発を図る。 ・「新宿環境経営塾」や省エネルギーセミナー等へ参加し、環境に関わる経営について理解を深めるとともに事業者間の交流を図る。 ・「エコワン・グランプリ」などの環境活動に関するコンテストに応募し、良好な取組事例を地域へ広める。 ・「新宿エコ事業者連絡会」に参加し、事業者間の交流を深める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習情報センター及びリサイクル活動センターを拠点とする環境活動のネットワーク化を支援する。 ・「エコワン・グランプリ」等、環境活動に関するコンテストや、環境活動への表彰制度などを推進する。 ・「新宿エコ隊」の活動を推進する。 ・「新宿みどりのカーテンプロジェクト」を実施し、緑化の推進を図る。 ・区内のみどりや河川、ビオトープを活用した自然や生き物とふれあう機会や維持・管理活動への参加を促進する。

コラム 新宿の森自然体験ツアー

区では、長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に「新宿の森」を開設し、カーボン・オフセットを目的とした森林整備を行っています。

また、3つの「新宿の森」を有効活用するため、区民の皆さんを対象とした森林整備体験イベントを各自治体と連携して実施し、温暖化対策や環境保全について学ぶとともに地元地域の方との交流を図る「新宿の森・自然体験ツアー」を開催しています。

「新宿の森・自然体験ツアー」は、間伐作業や下草刈りなど、新宿区ではできない貴重な体験を区民の皆さんにさせていただき良い機会となっており、毎年、たくさんの方にご参加いただいています。



「新宿の森・伊那」



「新宿の森・沼田」

コラム 社会的費用便益とは

企業の事業活動によって利潤を生み出すのと同様に、社会活動において、事業活動での利潤にあたる便益を生み出そうという考え方があります。これを社会的費用便益と呼びます。

例えば、地球温暖化防止のための施策を実施することにより、気候変動が緩和され、熱中症や感染症による健康被害の防止、自然災害の軽減など、さまざまな「社会的な便益」が期待されます。

新宿区内では、新宿御苑の整備や中央環状新宿線の開通といった事業やプロジェクトにこういった考え方が活用されています。

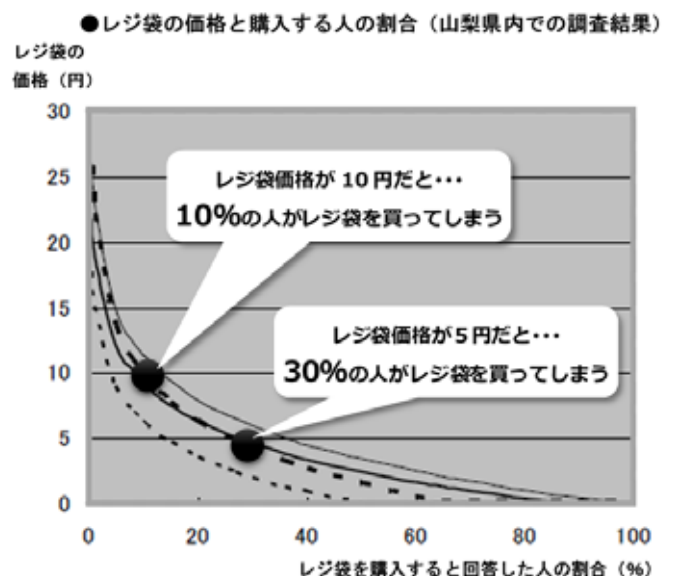
～ レジ袋削減に関する研究事例から ～

山梨県では、地球温暖化防止と循環型社会構築に向けて、平成 20 年からマイバックの持参やレジ袋を無料配布しないように促す施策を実施しています。

県内の消費者を対象にした意向調査によると、レジ袋を有料化する場合、価格を高くする方が、レジ袋を購入せずマイバックを持参する人が増えることがわかりました（右図）。

レジ袋の有料化が、ごみの減量化やごみ処理コストの削減というメリット（＝社会的な便益）につながります。

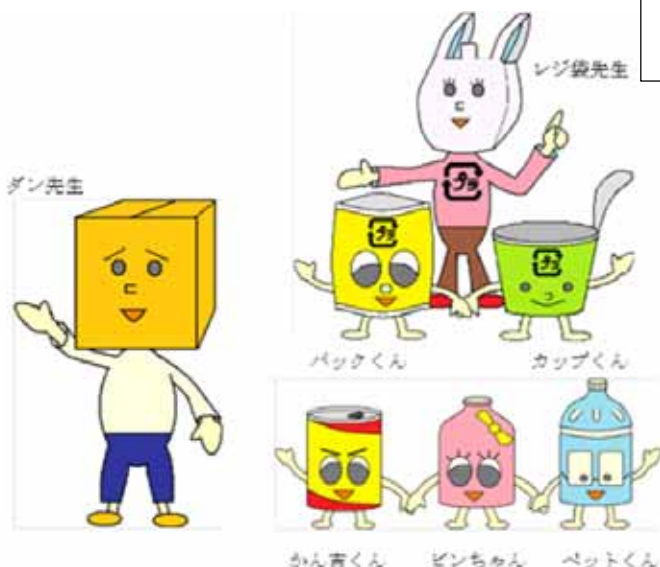
新宿区内のスーパー、小売店においても、レジ袋の削減に向けた取組が進んでいます。



引用：安田八十五・白 永梅(2013)、

「レジ袋有料化政策の有効性及びレジ袋需要曲線の構造変化の分析と評価」、
日本マクロエンジニアリング学会誌、Vol.25、No.2、

平成 25 年 2 月、pp12 13



環境学習の推進

環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、全ての世代に対する環境学習を推進するよう取り組んでいきます。

現状と課題

- ・ 次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、区民が環境を学べる機会等の積極的な提供を行うことが重要です。
- ・ 区有施設の活用、ICT環境の整備等により、環境学習や普及啓発の取組を充実させ、環境への区民の理解を促進していくことが重要です。
- ・ 区では、エコリーダー養成講座や事業者による出前講座等、区民や事業者が自ら学び、実践していく取組が活発に行われています。また、毎年「新宿区環境白書」を発行し、新宿区の環境の現状を公表する等、区民・事業者の意識向上を促しています。
- ・ エコリーダー養成講座の修了生が、新たに講師となって次世代の育成を図る等、継続的な活動へと繋げています。環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、年齢を問わず全ての世代に対する環境学習を推進することが重要です。

指標

指標	現状（平成29年度）	目標（平成39年度）	備考
環境絵画展・環境日記展の応募者数	1,350人/年	1,450人/年 （H32年度目標）	第一次実行計画の目標値
環境問題・環境教育への理解・関心度	88%	90% （H32年度目標）	第一次実行計画の目標値

個別の取組

日常生活・事業者活動における環境学習の推進

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「エコリーダー養成講座」など、地域の環境リーダーを育成する講座を受講し、地域で活動する。 ・ 「エコライフまつり」や、「夏休みエコにトライ」「新宿こどもエコクラブ」など環境イベントに参加し、環境に関する理解を深める。
----	---

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコワン・グランプリ」など環境活動に関するコンテストに応募し、環境に良い取組を広める。 ・環境絵画・環境日記の作成など、環境を考える機会に参加する。 ・「新宿みどりのカーテンプロジェクト」に参加し、他の育成者とのつながりを持つ。 ・「新宿の森」自然体験ツアーに参加し、環境を学び、参加者間の交流を深める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。 ・「エコライフまつり」や、「まちの先生見本市」等に参加し、来場者や他の出展者と交流を図る。 ・「環境学習出前講座」に協力し、地域や学校で環境の啓発を図る。 ・「新宿環境経営塾」へ参加し、環境経営への理解を深め、事業者間の交流を図る。 ・「エコワン・グランプリ」などの環境活動に関するコンテストに応募し、良好な取組事例を地域へ広める。 ・「新宿エコ事業者連絡会」に参加し、事業者間の交流を深める。
区	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の普及・啓発・支援を実施する。 ・環境学習情報センター及びリサイクル活動センターを拠点とする環境活動のネットワーク化を支援する。 ・「エコワン・グランプリ」等、環境活動における表彰による取組を推進する。 ・「新宿エコ隊」の活動を推進する。 ・「新宿みどりのカーテンプロジェクト」を実施する。 ・区内のみどりや河川、ビオトープを活用した自然や生き物とふれあう機会や維持・管理活動への参加を促進する。 ・「エコリーダー養成講座」を開催し、地域で環境活動に取り組む人材を育成する。 ・「エコライフまつり」を開催し、来場者が環境を知り、出展団体同士が関わりをもてる場を提供する。 ・「エコチェック・ダイアリー」を作成し、環境家計簿を活用した環境意識の向上を図る。 ・環境絵画・日記を募集し、優秀作品を表彰して普及啓発を図る。 ・カーボン・オフセットの意義を学ぶため、「新宿の森自然体験ツアー」を実施する。 ・「環境学習出前講座」を実施し、地域や学校で環境の啓発を図る。 ・「新宿環境経営塾」を開催し、参加者の環境経営の学びと参加者間の交流を図る。 ・学校を主体とした環境学習を推進する。

